

ODSS 四国

コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン

Ver.2020.6.28

目的

スタッフ、お客様、地域住民の間で新型コロナウイルスの感染が拡大することを防止するため。

対策1

来場/活動規制

新型コロナウイルス感染拡大を防止し、皆様の安全を確保するため、お客様の来場と活動エリアを制限する

- 政府および地方自治体が発表する社会活動再開計画に従い誘客を行う。
- 緊急事態宣言が発令されている特定警戒都道府県に在住の方の来場を規制する。
- コロナウイルス感染症の兆候が見られる方の来場を規制する。
 - ・発熱や風邪の症状がある方
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
 - ・咳、痰、胸部不快感のある方
 - ・嗅覚・味覚に異常を感じる方
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国や地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方
 - ・その他新型コロナウイルス感染可能の症状がある方

対策2

施設内衛生管理・感染防止策

- ツアー参加者の事前体温チェックを行う。
- 可能な限り、入口及び施設内へ手指消毒剤配置及び消毒を行う。

- 更衣室のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、2方向で換気を行う。
- 共有する物品（手がよく触れるところ）を、定期的に消毒する。
- こまめな手洗いを徹底する。
- お客様とスタッフのマスク着用を可能な限り徹底する。（但し活動中を除く）
- 室内においてはできる限り「密」である状態を避ける。または避けられるよう誘導に努める。従来行っていたビデオ上映会等を行わない。

対策3

スタッフの健康管理

- 就業前の体温チェックを徹底し、お客様の来場制限に該当するスタッフを出勤停止とする。
- 家族等同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確に把握する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

対策4

感染者が発生した場合の対処

- 即時に保健所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行う。
- 保健所の指示に従った上で速やかに閉鎖を決定し、関係者への周知を徹底する。
- 関連者リストの提出を求められた場合に備え、個人情報の取扱に留意しながら、来場者名簿等を整備・管理する。